

8-1 低炭素・循環型社会の実現

基本方向(施策方針)

地球温暖化防止のため、水素をはじめとした新たなエネルギーを活用し、低炭素社会の実現を目指します。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則った一般廃棄物の適正な処理を実施するとともに、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再利用・再資源化(3R)を推進することにより、循環型社会の形成を目指します。

これまでの主な取組・成果

◇実施した主要施策・事業等

- 市内で大量に生産される水素の利活用を促進するため、平成27(2015)年4月に「水素利活用計画」を策定しました。同年5月、地方卸売市場に水素学習室を開所、8月に水素ステーションの誘致を実現しました。
- 市自らが率先して取り組む省エネ対策「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」に基づき、ESCO事業導入による市営路外駐車場の改修や維持管理などの省エネ対策、また、職員対象のノーマイカーデーなどを行い、温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。
- 地球温暖化防止のための活動を促進するため、しゅうなんエコチャレンジ、みどりのカーテン事業や小学生を対象としたエコ日記などを実施し、また通勤時のマイカー利用抑制を図る市内一斉ノーマイカーデーやエネファーム設置費に対する補助を実施しました。
- 周南市温暖化対策地域協議会が実施する、小学生を対象とした夏休みの地球温暖化防止活動「キッズエコチャレンジ」などに対し支援しました。

- 燃やせるごみの処理は、3施設で行っていましたが、新南陽・鹿野地域は平成27(2015)年度から、熊毛地域は令和元(2019)年度から恋路グリーンセンターで行うことで、燃やせるごみの処理システムを統一しました。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図りました。
- 市民の分別に対する理解と協力等により、ごみの資源化が進み、最終処分量(埋立量)の削減を実現しました。
- 処理困難物の選別処理は、令和元(2019)年度から、徳山・新南陽・熊毛地域の処理困難物を集約し、旧ごみ燃料化施設を改修した処理困難物選別施設で行うこととしました。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェ

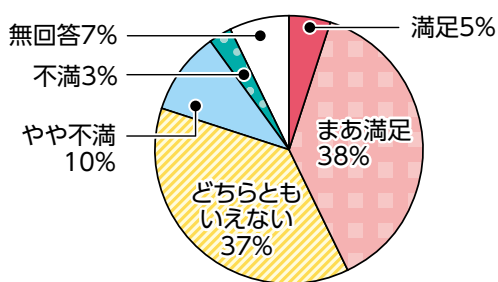


水素学習室

スタ等のイベント開催や施設見学者の受入等を実施し、ごみの適正分別の必要性や3Rの取組の重要性についてPRを行ってきました。

◇市民の意識

■廃棄物処理対策やリサイクルの推進



現状と課題

- 世界的な動きとして、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等(世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及)のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が平成27(2015)年採択され、平成28(2016)年に発効しました。
- 平成28(2016)年、日本はパリ協定を締結し、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比26.0%減を目標とし、その達成のために国は民生部門(家庭・業務)において40%の大幅削減が必要であると示しています。また、これまでの地球温暖化という気候変動の緩和・防止策ではなく、適応策としての「気候変動適応法」が平成30(2018)年に公布されました。
- 3年遅れて公表される特定事業所排出量など各種統計資料から推計した周南市域の温室効果ガス排出量は、平成27(2015)年度は

13,705千トンCO₂で、前年度比6.0%増(平成25(2013)年度比8.0%増)、全体の9割を占める化学工業を含む製造業の変動によるものです。民生部門(家庭・業務)では、平成27(2015)年度664千トンCO₂で、前年度比2.9%減(平成25(2013)年度比9.8%減)で、引き続き、国の目標を踏まえ、温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

- 太陽光などの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定期間固定価格で電気事業者が買い取ることを義務づける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により周南市域の再生可能エネルギー容量は増加しています(平成26(2014)年度末41MW→平成29(2017)年度末66MW: 61%増)。なお、平成29(2017)年度末の内訳は、太陽光79%、水力1%、バイオマス20%となっており、10kW以上の太陽光発電設備が34MW(平成26(2014)年度末比2.7倍)で全体の半分を占め、大きく増加しています。
- 全国有数の水素製造都市という地域特性を生かし、水素の利活用による産業振興と低炭素社会の実現に向けて、水素を燃料とする燃料電池自動車やフォークリフトなどの普及促進を図る必要があります。
- 私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が求められており、市民や事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再使用」「再資源化」(3R)を推進していく必要があります。
- 近年では、海洋に流出する廃プラスチック類(以下「海洋プラスチックごみ」という。)が生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

- 不法投棄は、クリーンリーダーや保健所、警察等関係機関との連携、また不法投棄防止看板の設置等により、減少傾向にあります。環境美化や海洋プラスチックごみ拡散防止の側面から継続して防止することが必要です。(平成30(2018)年度46件)
- 最終処分場は容量に限りある施設であり、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場については受入期間を令和14(2032)年度までとしており、今後の最終処分場の確保について検討する必要があります。
- し尿・浄化槽汚泥処理施設が老朽化していることから、現在、施設更新を進めており、完成後は、処理統合による処理システムの適正化を図る必要があります。

推進施策の展開

◇低炭素社会の構築

- 太陽光発電・小水力発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 省エネルギー性能の高い機器・設備の導入などエネルギーの効率的利用促進を図ります。
- 脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの転換」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す政府の国民運動「COOL CHOICE」、県の「CO₂削減県民運動」や、市自らが率先して努め、省エネ・節電等、環境にやさし

いライフスタイル・ワークスタイルの推進を図ります。

- EV等次世代自動車の導入、エコドライブ、公共交通機関の利用、地産地消、二酸化炭素吸収源対策などの推進を図ります。

◇新エネルギーの利活用の推進

- 本市では、液化水素と圧縮水素の製造工場が稼働し、水素が大量に生産されていることから、次代を担うクリーンエネルギーである水素の利活用を促進することで、エネルギーの地産地消と低炭素社会への取組を進めます。
- 本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料としての利活用を推進します。

◇環境教育・啓発の推進

- 環境館を活用して、エコフェスタ等の体験学習や3Rに関する情報発信による啓発を行います。
- 水素学習室等を活用して、社会見学や県内外からの視察者の受入れを行うなど、本市の水素利活用の取組を広く情報発信します。



水素ステーション

- ごみアプリ、ごみ収集カレンダー、広報誌等の各種メディアを通じて、分かりやすい分別やごみ処理費用の公表等のごみに関する情報の発信を行います。
- 出前講座等を通じて、ごみ減量や分別の方法、ごみ・環境に関する問題等について、環境教育を行います。
- クリーンリーダーの配置・育成や環境衛生団体等の市民団体との連携と活動支援を行うことにより、地域から発信する啓発を進めます。
- 不法投棄防止・ポイ捨て禁止等の啓発を通じて、海洋プラスチックごみ防止の啓発に取り組みます。

◇3Rの推進と廃棄物の適正処理

- 市民・事業者・行政(国・県・市)及び関係団体が、マイバッグ持参によるレジ袋削減や食品ロスの削減、海洋プラスチックごみ対策等を協働して取り組み、3Rの推進を図ります。
- 焼却灰の再資源化・リサイクルプラザでの再資源化を行い、中間処理によるごみ減量と再資源化を図ります。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理統合を推進し、一般廃棄物処理システムの適正化を図ります。
- 施設の適正な維持管理や最終処分場の確保の調査検討を推進し、ごみ処理施設の効率的な運用を進めます。
- 環境美化や海洋プラスチックごみ防止のため、不法投棄対策に取り組みます。

主な指標

主な指標	現状値 (2015年度)	目標値 (2021年度)
市の民生部門(家庭・業務)二酸化炭素排出量 ※国の目標(2030年度)である民生部門40%削減を見据えた値を算定(3年遅れて公表される各種統計資料から推計)	664千t-CO ₂	597千t-CO ₂

主な指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)
環境館利用者数 ※3R講座受講者・視察者・エコフェスタ来館者・一般来館者の延べ人数	3,253人	5,000人
市民一人1日当たりごみ排出量 ※家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日	686g	659g
最終処分量(埋立量) ※徳山下松港新南陽N7地区最終処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量	3,052t	2,807t

関連する主な個別計画

- 第2次周南市環境基本計画(後期)
【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市水素利活用構想
【計画期間：平成26～令和12年度】
- 周南市水素利活用計画
【計画期間：平成27～令和2年度】
- 周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(後期)
【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画
【計画期間：平成20～令和7年度】

8-2 環境保全の推進

基本方向(施策方針)

地域の特性に応じた自然環境を保全・活用し、人と自然が共生する豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの自覚のもと、ごみのないきれいなまちづくりを進めます。

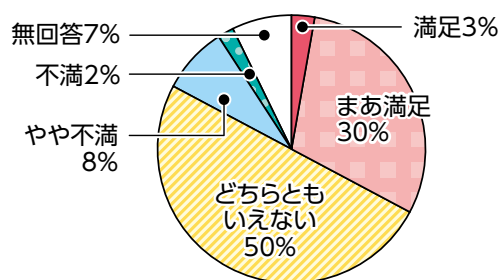
これまでの主な取組・成果

◇実施した主要施策・事業等

- 大気・水環境等を保全するため、環境状況の監視・測定に努め、豊かな水環境の保全を目的に、公共下水道等の整備や浄化槽の普及を図りました。
- 水の大切さや生物多様性の実態を学ぶ「水辺の教室」を開催し、環境保全への意識向上を図りました。
- 生態系との調和を踏まえた河川・藻場・干潟の整備などの、野生生物の生育・生息環境の保全や再生を図りました。
- 市道などで環境美化活動を行う団体を登録し支援する「環境清掃里親制度」を実施しました。
- 都市公園や普通公園で清掃活動などを行う「公園愛護会」として登録された団体を支援しました。
- 平成22(2010)年度から犬の飼い方教室等を行い、ペットの適正飼育の啓発、無駄吠え防止などのマナー向上を推進しました。
- 平成23(2011)年度に、「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」を改正し、空き缶等のポイ捨て禁止・ペットのふんの放置禁止・路上喫煙禁止区域の指定など、清潔で美しいまちづくりに取り組みました。

◇市民の意識

■自然環境の保全



現状と課題

- 本市の恵み豊かな環境を次世代へ引き継いでいくため、市民や事業者・行政が連携し、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組み、人と自然が共生する社会の実現を図ることが求められています。
- 大気環境について環境基準は概ね達成されていますが、全国的な状況と同様に光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについて達成できておらず、窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出を削減する必要があります。
- 海・川・湖の水環境は、人の健康の保護に関する環境基準は達成していますが、生活環境の保全に関する環境基準については、全国的な状況と同様に閉鎖性水域において一部環境

基準に達しておらず、水質汚濁物質の排出を削減する必要があります。

- 公共用水域の水質保全のため、引き続き公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を進める必要があります。
- 豊かな自然環境に恵まれている本市においても、外来種の侵入等の人間に関わる活動や気候変動により、生態系への影響が懸念されており、多様な生態系を保全し、外来種対策を推進する必要があります。
- 自治会や事業所・団体等による自主的な清掃活動や、環境清掃里親制度・公園愛護会制度等の取組により、近年、環境美化に対する意識は向上しています。一方、「道路沿いでポイ捨てされている」「ペットのふんが放置されている」などの声も寄せられており、今後も、ごみのないきれいなまちづくりに向けた、市民一人ひとりの意識の醸成を図る必要があります。

推進施策の展開

◇自然環境の保全と再生

- 公共用水域の水質保全のため、公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を引き続き行います。
- 多様な生態系を保全し、希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進め、生物多様性の重要性を市民と共有し、主体的な行動を促進します。
- ナベヅル保護のため、関係団体と連携したツルの生息環境の保全に努めるとともに、保護ツルの移送等に取り組めます。
- 瀬戸内海国立公園内の第2種特別地域に指定される「太華山」や、県立公園に指定される「黒

岩峡」などを、豊かな自然が残る風景地として広く市民へ紹介することで、自然を保全し、守り育てる機運の醸成を図ります。

◇良好な生活環境の確保

- これまで本市が行った施策を横断的かつ効率的に推進し、市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- ペットのふんの放置や無駄吠え等を防止するため、マナーの向上に取り組めます。
- 市内で行われる大規模なイベントに合わせた清掃活動や、市民、団体等が実施する清掃活動を支援し、市民参加によるごみのないきれいなまちづくりの推進に取り組めます。

主な指標

主な指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)
ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数 ※ボランティア清掃や大規模なイベントに合わせた清掃活動の延べ参加者数	49,541人	55,000人
犬の飼い方教室・講座の受講者数 ※県職員・獣医師による教室や講座の延べ受講者数	31人	100人

関連する個別計画

- 第2次周南市環境基本計画(後期)
【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画
【計画期間：平成20～令和7年度】